

情報通信審議会 情報通信技術分科会
I P ネットワーク設備委員会 (第 40 回)
議事要旨 (案)

1 日時

平成 30 年 6 月 22 日 (木) 17 時 00 分～18 時 00 分

2 場所

総務省 10 階 共用 10 階会議室

3 出席者 (敬称略)

(1) 委員会構成員

相田 仁 (主査)、岡野 直樹 (主査代理)、会田 容弘、有木 節二、内田 真人、大矢 浩、
片山 泰祥、松野 敏行、向山 友也、村山 優子、森川 博之、矢入 郁子

(2) 事務局 (総合通信基盤局 電気通信事業部)

古市 裕久 (電気通信事業部長)、荻原 直彦 (電気通信技術システム課長)、
篠原 信 (安全・信頼性対策室課長補佐)、道方 孝志 (電気通信技術システム課課長補佐)、
佐々木信行 (電気通信技術システム課課長補佐)

4 議事

(1) これまでの委員会における主な議論等について

事務局より、資料 40-1 に基づき、これまでの主な議論について説明があった。

(2) 技術検討作業班報告について

技術検討作業班主任の内田委員及び事務局より、資料 40-2 及び資料 40-3 に基づき、技術検討
作業班報告について説明があった。主な質疑応答等は次のとおり。

○資料 40-2 に関し、SNS の情報に関する分析システムの研究を NICT でも行っているところ、異なる情
報があった場合にどちらが正しいかを判断することが難しい。SNS の情報を活用する場合には注意が
必要。

○資料 40-3 に関し、作業班において認定の有効期限に関する議論はあったのか
→有効期限に関する議論は出なかった。

○資料 40-3 の P8 表 1.1 の下のなお書きについて、PC やスマートフォン等が対象外となる理由は、
ユーザが任意のソフトウェアを導入できるため、セキュリティ要件を適用することが馴染まないか
ということではないか。

→ご指摘を踏まえ、修正する。

→認定等が必要な機器の範囲等に関するガイドライン等においても対象となる機器を明確化すべき。

→認定制度とは異なり、実現も難しいかもしれないが、危険度に応じた色分けなどによる表示ができ

ると一般の利用者にもわかりやすいのではないか。

(3) IP ネットワーク設備委員会第一次報告（案）について

事務局より、資料 40-4 及び資料 40-5 に基づき、IP ネットワーク設備委員会第一次報告（案）について説明があり、質疑応答等の結果を踏まえ主査一任の上で報告案を修正した後、パブリックコメントにかけることとされた。主な質疑応答等は次のとおり。

○資料 40-4 と資料 40-5 の間で表現のゆれがあるため、統一すべきではないか。

→ご指摘を踏まえ、修正する。

○資料 40-5 の P30 にある技術基準適合認定等の対象範囲について、大型白物家電を除外した理由は、→従来は、Wi-Fi 機能を有する端末は事業者の回線に直接接続される可能性があることから、全て認定等の対象としていたが、今後は、直接接続することを全く想定していないような機器については、除外すべきとしており、その例示として挙げているもの。

→趣旨を明確化するため、修正を検討してもよいかもしれない。

→今後、直接接続されていない機器に対する攻撃が増加することも予想されるため、今回の対策で十分であるといった誤解を招かないようにすることが重要。

→今後の状況の変化も踏まえ、必要となれば制度整備についても改めて検討していきたい。

→日本で先駆的に行われる制度なので、海外へのアピールも行っていけるとよい。本報告の英語版の作成についても検討してほしい。

○資格制度については重要な論点であり、民間資格の活用も含め検討を進めてほしい。

○大規模インターネット障害発生時の情報共有について、最初の一報が出てこないと制度が動かなくなるため、事業者が円滑に情報提供できるような仕掛けが重要。

以上